答 申 書(案)

令和4年3月8日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会 会 長 東野 達

令和3年12月24日付け環環管第67号をもって諮問のありました「京都プロジェクト(仮称)」に係る配慮書案について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 環境配慮の前提となる事業計画について、建物用途、地域社会や市民への公共貢献などの具体的な内容を配慮書に分かりやすく記載すること。
- 2 工事中の地下水への影響について予測を行うとともに、影響範囲が最小限となる よう対策を講じること。
- 3 今後の環境影響評価の実施に当たっては、地下水調査について利用用途に応じた適切な調査項目を選定するなど、地下水質への影響について配慮すること。
- 4 建設発生土の予測に当たっては、発生量だけでなく土質による工期や工事車両の通行量等の変動についても考慮すること。
- 5 既存施設の解体に伴う廃棄物の処理,処分,有効利用等について配慮書に記載する こと。
- 6 再生可能エネルギーの利用や創出、環境負荷の低減に資する建築資材の利用など、 京都市が目指す「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現に向けた取組につい て、立地する地域の都市機能増進の観点も踏まえた考え方を配慮書に記載すること。
- 7 事業予定地近隣には人の出入りの多い施設が存在することから、配慮が必要な施設 について配慮書に記載するとともに、風害の影響や工事中の安全対策について配慮す ること。
- 8 風害の予測に当たっては、指標による評価だけでなく各評価地点における風速の変化を具体的に示すこと。また、風通しの阻害(弱風化)についても考慮すること。

- 9 本件で建築する施設のデザインに当たっては、京都駅ビルをはじめとする地域との調和について配慮すること。
- 10 交通拠点をはじめとする京都駅前の機能の維持について、工事中における影響の低減を図るよう配慮し、その方針について配慮書に記載すること。
- 11 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って環境影響評価を行うこと。